

**新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
各種健診・特定保健指導における対応について**

このたび、東京・神奈川・埼玉・千葉・大阪・兵庫・福岡の7都府県を対象として、緊急事態宣言が発令された事によりまして、厚生労働省より、対象地域にお住いの加入者及び対象地域に所在する医療機関（健診機関）で実施する各種健診・特定保健指導については、緊急事態宣言の期間は行わないようにとの通知がありましたので、この間の利用は停止していただく事とします。但し、対面によらない電話、電子メール等を活用して行う特定保健指導は実施対象とします。

なお、健診等を既に予約されている場合は、日程変更のうえ受診していただく事になります。ただし、変更できない等やむを得ない場合、事業主及び被保険者・被扶養者の方の判断により実施する場合までも制限をかけるものではありませんので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

※対象地域、期間等が今後拡大された場合も同様となります。